

## 2023年度

### あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）

#### 【公募要領】

##### 【募集期間等】

- 事前確認期間 : 2023年6月12日（月）から7月14日（金）まで
- 本申請受付期間 : 2023年6月19日（月）から7月21日（金）まで  
(受付時間は午前9時から午後5時まで なお、郵送にて提出の場合は7月21日（金）午後5時必着)

##### \*\*\*\*\*【お 願 い】\*\*\*\*\*

当助成金にかかる申請書及び添付書類等内容に不備があった場合には、受付できません。本申請前には必ず申請内容等について事務局職員による**事前確認**を受けていただきますよう、お願いいたします。

※事前確認は申請書を持参いただくか、Word形式（添付書類はPDF等）によりメールにてお送りください。

##### \*\*\*\*\*

##### 【提出先・問合せ先】

公益財団法人あいち産業振興機構

新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ

住所：〒450-0002

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター14階

電話：052-715-3074（地域資源活用・知的財産グループ）

ファックス：052-563-1438

E-mail：info-chiiki@aibsc.jp

URL：https://www.aibsc.jp/

##### 【ご注意】

- ・募集期間前におかれましても、申請書作成等について事前相談に対応しておりますので、希望される方は上記問合せ先までご連絡ください。
- ・申請に必要な書類の様式データは下記のホームページよりダウンロードしてください。  
(URL) <https://www.aibsc.jp/support/1175/>

2023年5月

## 【目次】

1	目的	1
2	応募資格・要件	1
3	助成対象者、助成対象分野・事業、助成対象者区分、助成限度額・助成率	1
4	助成対象事業の助成期間	3
5	事業スキーム	4
6	助成対象経費	5
7	助成対象経費の経理についての注意事項	7
8	応募手続きの概要	8
9	審査・採択方法、助成金交付決定	12
10	助成事業者の義務	13
11	業務提携金融機関	14
	(別紙1)	15
	・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (地域未来投資促進法)(平成十九年法律第四十号)(抜粋)	
	・中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)(抜粋)	
	・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令 (平成十九年政令第七十八号)(抜粋)	
	(別紙2)地域資源例	17
	(別紙3)助成対象経費の取扱い	20
	・事業費	
	・試作・開発費	
	様式等	23
	・様式第1号 あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)交付申請書	
	・(別紙1) あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)助成事業計画書	
	・様式第2号 事業事前着手届出書	
	・申立書	
	記入例	31
	・様式第一号 交付申請書及び(別紙1)助成事業計画書(中小企業者枠の場合)	

## 1 目的

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）は、県の補助金により公益財団法人あいち産業振興機構に基金を造成し、これを活用することにより地域資源を活用した中小企業者等の新事業展開等を支援することで、本県地域経済の全体の底上げを図ることを目的としています。

## 2 応募資格・要件

- (1) 国又は県の他の補助金を活用する事業がある場合は、重複する事業は除くものとします。
- (2) 公的助成金であることから、応募事業の実施主体のうち、次の方は応募することができません。
- ア 直近3事業年度の国税、地方税を完納していない者
  - イ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
  - ウ 暴力団である団体、暴力団員が役員となっている団体、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する団体
- (3) 次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。
- ア 仲介・あっせんなどの行為をする者が介入した場合
  - イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
  - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (4) 事業内容が、次の各号の要件を満たしていることを基準とします。
- ア 単なる従来製品の素材及びデザインの変更ではないこと
  - イ 単なる機械・器具等の購入のためのものではないこと
  - ウ 同一事業に対して、国又は県の他の助成金の交付を受けていないこと
  - エ 試作の場合は、当該試作の全部又は大部分を他に委託しないこと

## 3 助成対象者、助成対象分野・事業、助成対象者区分、助成限度額・助成率

### (1) 助成対象者

区分	対象事業者
中小企業者	愛知県内に本社又は主たる事務所を有する <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号以下「地域未来投資促進法」という。）第2条第3項第1号から第5号</u> ※に規定する中小企業者
小規模企業者	愛知県内に本社又は主たる事務所を有する <u>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項</u> ※に規定する小規模企業者
中小企業者グループ	上記の中小企業者が複数で構成するグループのことをいう
中小企業者団体	愛知県内に本社又は主たる事務所を有する <u>地域未来投資促進法第2条第3項第6号から第8号</u> ※までに規定する者

※詳細については、15頁（別紙1）を参照ください。

(2) 助成対象分野・事業、助成対象者区分、助成限度額・助成率

助成対象分野・事業	助成対象者区分	助成限度額・助成率
県内の地域資源 <sup>注1</sup> を活用した新事業展開 <sup>注2</sup> のために行う次の事業（ただし、主要地場産業 <sup>注3</sup> （繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品）を除く産業分野） ・新製品（商品）開発 <sup>注4</sup> ・販路拡大 ・人材育成（新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの）	中小企業者 小規模企業者 中小企業者グループ 中小企業者団体	・助成限度額：50万円以上 300万円以内 ・助成率：1／2以内 （新型コロナウイルス感染症の感染拡大又は原油・原材料高騰等の影響により売上高等が減少した企業者 <sup>注5</sup> については2／3以内（中小企業者が複数で構成するグループを除く））
	小規模企業者	・助成限度額：50万円以上 100万円以内 ・助成率2／3以内
県内の地域資源 <sup>注1</sup> を活用した新事業展開 <sup>注2</sup> のために行う次の事業（ただし、主要地場産業 <sup>注3</sup> （繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品）を除く産業分野） ・新製品（商品）開発 <sup>注4</sup> （新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品（商品）開発につながるものに限る） ・販路拡大（新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品（商品）開発につながるものに限る） ・人材育成（新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品（商品）開発につながるものに限る）	中小企業者 小規模企業者 中小企業者グループ 中小企業者団体	・助成限度額：50万円以上 300万円以内 ・助成率：2／3以内

注1：「地域資源」とは、地域経済に密接な鉱工業品およびその生産に係る技術、農林水産物、観光資源をいいます。（17項（別紙2）「地域資源例」を参照ください。）

注2：「新事業展開」とは、中小企業の経営革新につながる新たな事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式の導入、役務の新たな提供方式の導入）をいいます。

注3：「主要地場産業」とは「愛知県地場産業創出・育成ビジョン（平成9年3月策定）」において定義した4業種の地場産業〔食料品（飲料・飼料を含む）、繊維工業、家具・装備品、窯業・土石製品〕及び経済産業大臣が指定する県内の伝統的工芸品産業15種（有松・鳴海絞、常滑焼、名古屋仏壇、三河仏壇、豊橋筆、赤津焼、岡崎石工品、名古屋桐箆筒、名古屋友禅、名古屋黒紋付染、尾張七宝、瀬戸染付焼、尾張仏具、三州鬼瓦工芸品、名古屋節句飾）をいいます。

注4：農林水産物の新品種の開発は対象外であり、鉱工業品の新商品開発においても、その原材料となる農林水産物の品種改良等は対象外とします。

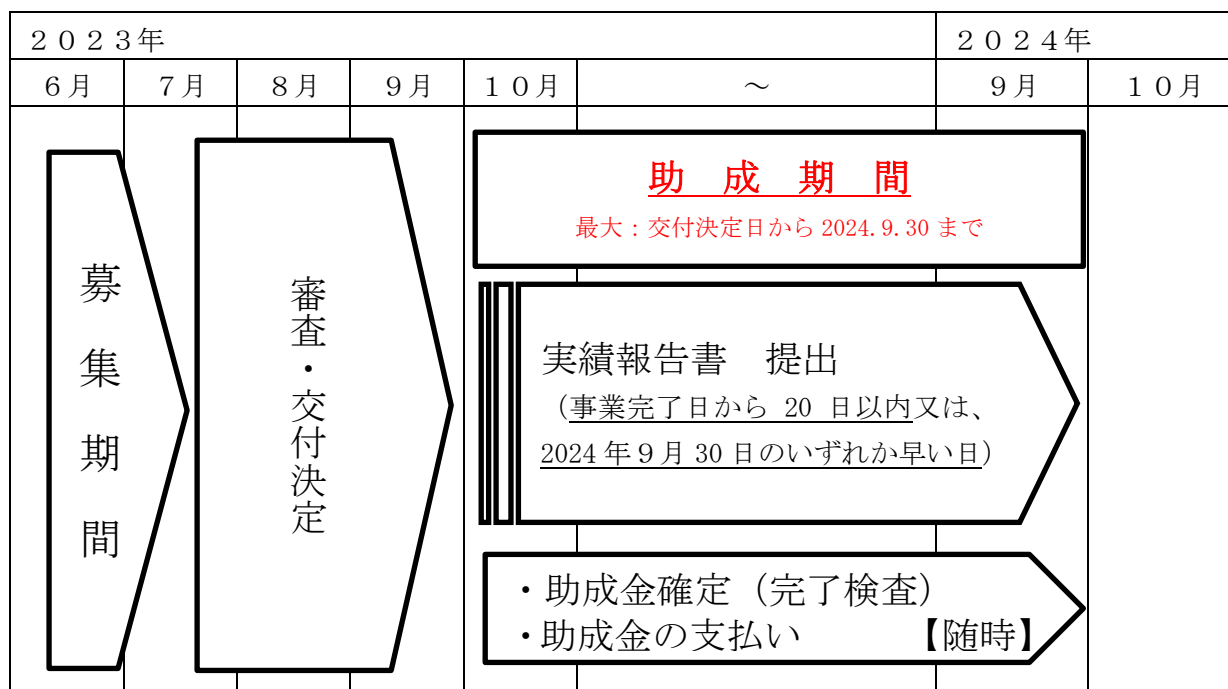
注5：新型コロナウイルス感染症の感染拡大又は原油・原材料高騰等の影響により売上高等が減少した者としてします。（以下の表に該当する者）

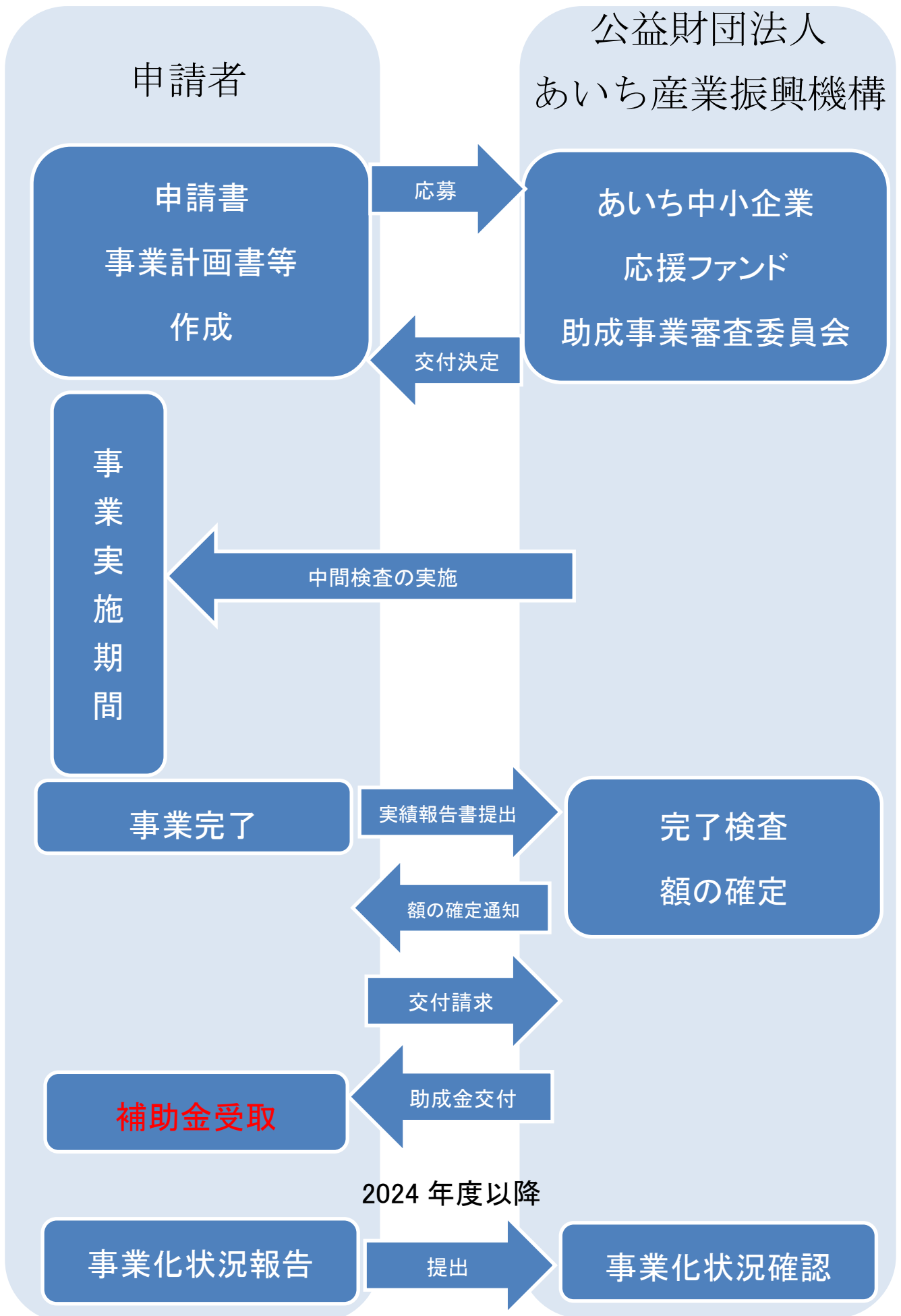
法人	<p>2022年3月以降、2021年の連続する同3か月比で事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のうちいずれかが10%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）が存在すること。</p> <p>対象期間は、2022年3月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、2021年の任意の連続する3か月比で事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のうちいずれかが10%以上減少した期間を申請者が任意に選択する。</p> <p>事業収入は確定申告書別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。</p> <p>売上総利益は売上高から売上原価を控除した額をいう。</p> <p>営業利益は売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額をいう。</p>
個人	<p>2022年3月以降、2021年の連続する同3か月比で事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のうちいずれかが10%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）が存在すること。</p> <p>対象期間は、2022年3月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、2021年の任意の連続する3か月比で事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のうちいずれかが10%以上減少した期間を申請者が任意に選択する。</p> <p>事業収入は確定申告書第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとする。</p> <p>売上総利益は売上高から売上原価を控除した額をいう。</p> <p>営業利益は売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額をいう。</p>

#### 4 助成対象事業の助成期間

助成対象事業の助成期間は、交付決定日（2023年10月初旬を予定）から1年以内（2024年9月30日まで）とします。

ただし、1年の助成期間を超える事業の申請にあたっては、毎年度ごとに審査を受けていただきます。





## 6 助成対象経費（※20頁～（別紙3）参照）

申請事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、助成事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

### (1) 助成対象経費

助成対象経費の区分	内 容
事業費	講師謝金、専門家謝金 従事者旅費、講師旅費、専門家旅費、従事者海外旅費（海外展示会事業のみ）、専門家海外旅費（海外展示会事業のみ） 会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット作成費、広告宣伝費、通訳料（翻訳料含む）、雑役務費、保険料、借損料、特許権等産業財産権取得費、コンサルタント料、委託費（試作・開発費に係る部分を除く）
試作・開発費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、試作費、試験・分析費、設計費、外注加工費、コンサルタント料、委託費

### (2) 助成対象経費の取扱い、注意点

※1 以下の経費については、助成対象外となります。

- ①人件費
- ②借入に伴う支払利息
- ③公租公課
- ④不動産購入費
- ⑤飲食・奢侈・接待費
- ⑥税務申告
- ⑦申請書・決算書作成等のために税理士等に支払う費用
- ⑧振込手数料
- ⑨必要な経理書類（領収書等）を用意できないもの
- ⑩汎用性があり目的外使用になり得るもの
- ⑪自社内部等又は生計を一にする者との取引にかかるもの
- ⑫その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

※2 謝金・コンサルタント料等について

（源泉徴収）

源泉徴収を行う必要のある謝金等については、税務署への納付等必要な処理を行ってください。

また、実績報告の際には、当該処理を示す税務署への納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）等を提出してください。

※旅費についても、源泉徴収が必要となる場合があります。

（実績報告）

実績報告には、専門家等からの助言内容及び指導内容を具体的かつ詳細に記載した報告書等の提出が必要となります。

### ※3 旅費について

(助成対象)

合理的かつ経済的なもので公共交通機関を利用するものに限ります。

(助成対象外)

- ①グリーン車利用料金、ビジネスクラス・プレミアムシート等特別に付加された料金
- ②タクシー代
- ③燃料費（ガソリン代）
- ④通行料（高速道路等）
- ⑤販売（営業）目的とみなされる旅行
- ⑥車代

(海外旅費)

海外展示会参加に要する経費のみを対象とし、従事者、専門家合わせて3名以内とします。また、10万円以上の場合は、2者以上の見積書による見積合わせが必要となります。

なお、事前調査・視察は助成対象外となります。

(日当)

出張に伴う日当については、助成事業者の規程に定めのある額としますが、国内出張 3,000円/1日、海外出張 5,000円/1日を上限とします。

(実績報告)

実績報告には、出張報告書（日時、目的、行先、旅行者、料金、内容を記載したもの）の提出が必要となります。

### ※4 展示会について

(助成対象外)

- ①商品の販売を伴う展示会の開催又は当該展示会への出展に係る事業の費用
  - ②助成事業と関係のない展示会の開催又は当該展示会への出展に係る事業の費用
- ※助助成金で作成した試作品については売却することはできません。

(事業事前着手)

展示会の出展に要する「会場借料」に限り、交付決定より前に支払われた経費についても経費対象とします。ただし、交付申請書受理日以降の支払いであり、かつ、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領第6条第1項に基づき、事業事前着手届出書（様式第2号）が提出された場合に限ります。

### ※5 パンフレット・ホームページについて

(助成対象外)

- ①開発品の価格が記載されたパンフレット・ホームページ
  - ②販売を目的とするホームページの作成（ECサイト等）に係る費用
  - ③助成事業とは関係のないパンフレット、ホームページの作成（会社ホームページ全体のリニューアルなど）に係る費用
- ※本事業計画に基づくコンテンツの作成のみが対象となります。

### ※6 特許権等産業財産権取得費について

(助成対象外)

- ② 出願手数料、審査請求手数料、登録料等特許庁に支払う費用
- ② 外国での特許権、実用新案権、商標権、意匠権の取得にかかる経費



## ※7 委託費について

(内容)

委託の理由が明確、かつ妥当なもののみ対象とし、その委託費の助成事業に要する経費に占める割合は、5割未満とします。

(契約書)

助成事業期間中に助成事業期間内を期間とした委託内容、金額等が明記された契約書を締結してください。

## ※8 原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品について

(助成対象外)

- ①販売を目的とする仕入れとみなされるもの
- ②汎用性が高く使用目的が特定できないもの
- ③量産のための設備投資とみなされるもの
- ④購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。そのため、補助事業終了時点での未使用品は助成対象外となります。

※試作の用途に使用するものに限りません。

※当助成金で作成した試作品及び取得した財産については売却することはできません。

※取得財産等に相当する助成対象経費（内容）を計上する場合は、記載例により○を付して申告してください。

※原材料等を助成対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にするとともに、試作・開発等の途上において発生した仕損じ品、テストピース等を保管（保管が困難なものは写真撮影による代用も可）しておく必要があります。

## ※9 高額な経費の取扱いについて

(内容)

1件100万円を超える経費（特に、ソフトウェア開発、委託費等）については、交付申請書（様式第1号）に、想定発注先及び選定方法並びに参考見積等による経費の積算根拠をご記載ください。

※取得財産等に相当する助成対象経費（内容）を計上する場合は、記載例により○を付して申告してください。

## ※10 交付対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について

(内容)

当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

※その他注意事項、必要書類等は事務局職員の指示に従ってください。

## 7 助成対象経費の経理についての注意事項 **【重要】**

- (1) 助成事業を行うに当たっては特別会計等により、区分経理を行ってください。助成対象経費は本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって、金額等が確認できるもののみとなります。
- (2) 助成対象経費は、現金で支払わなければならない旅費、通信運搬費等少額な経費を除き、原則銀行振込によって行われるものに限りません。また、支払は助成対象経費単独で行ってください。やむを得

ず他の経費と一緒に支払いをしなければならない場合は、その明細が明確になるように整理してください。なお、現金払いの場合は、現金出納簿に記帳（作成）し、事業所における現金出納を明確にしてください。

- (3) 助成金は**精算払い**となります。助成事業完了後、別途指定する期日までに経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき、確認させていただいたうえで、助成金を交付します。
- (4) 実績報告書提出後の検査の際に、助成対象経費の明細と支払いに関する見積書、納品書、請求書及び領収書（又は支払いの事実を証する金融機関の振込金受領書）原本を確認します。また、委託費については契約書を作成してください。これらの書類が提出されない場合は、助成対象経費とすることはできません。
- (5) 1件10万円（税込）以上の支出については、必ず2者以上の見積書を徴取し、価格競争により比較したうえでより安価な業者と契約手続きを行ってください。ただし、他に競争しうる業者が存在せず（プロポーザル、コンペを含む）、かつ、その価格が市場価格調査等により適当と判断される場合は、その旨を記載した選定理由書の提出を以って1社からの見積書徴取で処理することができます。
- (6) 助成事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した日の属する年度の終了後**5年間**保存してください。

## 8 応募手続きの概要

### (1) 募集期間

●事前確認期間 : 2023年6月12日（月）から7月14日（金）まで

●本申請受付期間 : 2023年6月19日（月）から7月21日（金）まで

(受付時間は午前9時から午後5時まで なお、郵送にて提出の場合は7月21日午後5時必着)

\*\*\*\*\*【お 願 い】\*\*\*\*\*

当助成金にかかる申請書及び添付書類等内容に不備があった場合には、受付できません。本申請前には必ず申請内容等について**事前確認**を行っていただきますよう、お願いいたします。

※事前確認は、申請書を持参いただくか、Word形式（添付書類はPDF等）により、メールにてお送りください。

\*\*\*\*\*

### (2) 提出先（問合せ先）

●〒450-0002

名古屋市名村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター14階

公益財団法人あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ 宛

電 話 : 052-715-3074

ファックス : 052-563-1438

E-mail : [info-chiiki@aibsc.jp](mailto:info-chiiki@aibsc.jp) URL : <https://www.aibsc.jp/>

### (3) 提出方法

上記(2)まで、郵送又は持参によりご提出ください。

提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

### (4) 提出書類

表ア（申請書類）、イ（事業事前着手）、ウ（添付書類：(1)及び(2)～(5)のいずれか）を提出してください。（※提出書類は、全て1部ずつご提出ください。表ア、イ、ウの塗りつぶしについては提出必須書類となります。）

申請書類、事業事前着手及び申立書の様式については、下記ホームページからダウンロードしてください。

【URL】 <https://www.aibsc.jp/support/1175/>

#### ア 申請書類（※23頁 様式参照）

様式	書類	原本/写し
様式第1号	あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠） 交付申請書（法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印）	原本
（別紙1）	あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠） 助成事業計画書	原本

#### イ 事業事前着手（※29頁 様式参照）

展示会の出展に要する「会場借料」に限り、交付決定より前に支払われた経費についても経費対象とします。ただし、交付申請書受理日以降の支払いであり、かつ、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領第6条第1項に基づき、（様式第2号）事業事前着手届出書が提出された場合に限りです。

様式	書類	原本/写し
様式第2号	事業事前着手届出書（法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印）	原本

#### ウ 添付書類（(1)及び(2)～(5)のいずれか）

##### (1) 提出必須書類（①～④）

	事業者区分	書類	原本/写し
①	法人	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（3か月以内）	原本
	個人	印鑑登録証明書（3か月以内）	
②	法人	（直近の決算関係書類） ・貸借対照表 ・損益計算書 ・製造原価報告書 ・一般管理費明細書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記 ※決算期を迎えていない場合は、法人設立届出書	写し

	個人	<p>(直近の確定申告書)</p> <p>【青色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書（第一表、第二表）</li> <li>・所得税青色申告決算書（1～4面）</li> </ul> <p>【白色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書（第一表、第二表）</li> <li>・収支内訳書（1・2面）</li> </ul> <p>※いずれもマイナンバー記載箇所すべてを黒塗りしたもの</p> <p>※決算期を迎えていない場合は、開業届</p>	
--	----	--	--

③	<p>事業や法人を紹介するパンフレット、会社ホームページの画面の写し等 組合等は事業計画書・事業報告書</p>	<p>原本又は 写し</p>
	<p>申立書（※30頁 様式参照）法人の場合は代表社印、個人の場合は実印を押印</p> <p>(申請者の皆様へ)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。申立書の役員一覧表に、氏名・生年月日、住所等記載のうえ、ご提出ください。なお、いただいた個人情報 は、本事業の目的以外には使用いたしません。</li> <li>2 あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領第3条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、助成金を交付いたしません。また、交付決定後にその旨明らかになった時は、同要領第19条の規定により、交付決定を取り消します。</li> <li>3 この計画書に係る助成金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警本部長に役員一覧表の氏名、生年月日、住所その他の申立書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。</li> </ol> <p>～あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領（抜粋）～</p> <p>第3条 ……略……ただし、助成金の交付対象事業者は、愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であることを要する。</p> <p>第19条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消し、その旨を公表することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) この要領に違反したとき。</li> <li>(2) 偽りその他の不正行為があったとき。</li> <li>(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。</li> <li>(4) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用する。</li> <li>3 理事長は、助成金交付決定の取消しをした場合には、その旨を助成事業者に対し速やかに通知するものとする。</li> </ol>	<p>原本</p>

## (2) 中小企業者グループで申請する場合

事業者区分	書類	原本／写し
中小企業者グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ規約</li> <li>・ 組織図（代表者及び経理担当者を明示）</li> <li>・ 参加企業概要</li> <li>・ 参加企業全社の直近の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記）</li> </ul>	写し

## (3) 小規模企業者枠（助成限度額：50万円以上100万円以内、助成限度額助成率2／3以内）で申請する場合又は地域未来投資促進法第2条第3項第1号から第5号に規定される資本金の額を超える中小企業者が申請する場合

事業者区分	書類	原本／写し
小規模企業者	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書 （3か月以内、社会保険を付保している従業員数の記載のあるもの）	原本
中小企業者		

## (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大又は原油・原材料高騰等の影響を受けた企業者で申請する場合

事業者区分	書類	原本／写し
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>I <u>対象期間</u>※1 と比較する期間を含む年度の確定申告書別表一の控え※2 及び、比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの。</li> <li>II <u>対象期間</u>※1 の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの※3。</li> </ul>	写し
個人	<p>【青色申告の場合】 青色申告の場合、2021年の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いる。 売上総利益、営業利益については、試算表等の確定申告の基礎となる書類に記載されている額を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 2021年の確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え及び、比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの。</li> <li>II <u>対象期間</u>※1 の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの※3</li> </ul>	

	<p>【白色申告の場合】</p> <p>白色申告を行っている場合、2021年の月次の事業収入が記載されないことから、2021年の事業収入に3/12を乗じたものと対象期間※1の事業収入を比較することとする。</p> <p>売上総利益、営業利益については、試算表等の確定申告の基礎となる書類に記載されている額を用いる。</p> <p>I 2021年の確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え及び、比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの。</p> <p>II 対象期間※1の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの※3</p>	
--	---	--

※1 対象期間:2022年3月以降、申請を行う日の属する月の前月までの間で2021年の任意の連続する3か月比で事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のうちいずれかが10%以上減少した期間

※2 確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。

e-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。

※3 売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。

(5) その他必要と認める書類

## 9 審査・採択方法、助成金交付決定

### (1) 採択方法

助成案件の採択は、外部有識者等で構成する「あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)助成事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)による審査結果を踏まえ、評価基準の充足性の高いものから予算の範囲内で、公益財団法人あいち産業振興機構理事長が行います。

採択は2023年10月初旬を予定しています。

### (2) 審査の手順

#### ① 形式要件の確認

事務局により、応募資格及び申請内容に関する形式要件の確認を行い、必要に応じて申請者に対するヒアリングを実施します。

#### ② 審査委員会による審査

審査委員会において次項の評価基準に基づいて事業計画の審査を行います。

審査に当たり、申請者に出席いただく場合があります。その場合は、対象者に別途お知らせいたします。

#### ③ 現地調査

必要に応じて事務局や審査委員会が現地調査を行う場合があります。

### (3) 評価基準

審査委員会は事業計画を次の項目について評価し、審査を行います。

#### ① 地域資源の活用の度合

開発又は販路拡大を図る製品（商品）・サービスは、地域資源を十分に活用したものであるか。

#### ② 計画の妥当性

事業計画の内容や実施期間に無理がなく、計画性のある妥当な事業計画であるか。また、資金調達、技術力など、経理面を含めて効率的といえるか。

#### ③ 地域産業活性化への効果

事業計画については、地域の産業、地域の中小企業者に貢献するものであり、地域に波及するものであるか。

#### ④ 新規性

事業計画の内容は、類似性が無く、新規性を有しているか。

また、類似事例が存在する場合、他社の製品（商品）・サービスと比較して優位性、独自性があるか。

#### ⑤ 事業化の実現性

製品（商品）開発や販路開拓等の遂行方法が具体的であるか。

事業内容が社会情勢、市場ニーズ、市場規模等に合致しており、事業化の見通しがあるか。

なお、関係閣僚（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省及び内閣官房副長官）と経団連会長、日商会頭、連合会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、創設された「**パートナーシップ構築宣言**」を作成・公表している事業者につきましては、加 pointsします。

### (4) 審査結果

審査の結果（採択、不採択問わず）については、書面にて通知いたします。

審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### (5) 公表

採択された事業については、事業主体名、所在地、事業名を公表させていただきます。

## 10 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた者は、以下の条件を守らなくてはなりません。

### (1) 助成金交付の条件

- ① 助成事業の遂行に当たっては、あいち中小企業応援ファンド(取崩型) 事業実施要領及びあいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領の規定に従っていただきます。
- ② 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分を変更（2割未満の軽微な変更を除く）しようとする場合は、あらかじめ承認を受けてください。  
また、助成事業の内容の変更に際し、申請内容の承認の可否に専門性を必要とする場合は、専門知識を有する者の意見を聴取し、その意見を踏まえ承認の可否を決定いたします。
- ③ 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときや助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに所定の報告書を提出し指示を受けてください。
- ④ 助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ承認を受けてください。
- ⑤ 交付決定の内容や交付の条件に不服がある場合は、助成金交付決定通知を受けた日から 20 日以内 に取下書を提出してください。

### (2) 助成事業の遂行

助成事業者は助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行い、助成金を他の用途へ使用することはできません。

### (3) 助成事業の遂行状況の報告

助成事業の遂行状況について照会があった場合は、事業の遂行状況や今後の見込を記載した所定の報告書を提出していただきます。

### (4) 助成事業の実績報告

助成事業が完了したときは、助成金交付決定時に定める日までに、所定の実績報告書に関係書類を添えて報告していただきます。

### (5) 助成金の経理

助成金に係る経理について、収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

### (6) 立入検査等

助成事業の適正を期すために必要があるときは、事務所、事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、若しくは、関係者に質問することがあります。

### (7) 助成事業終了後の調査及び事業成果発表

助成事業終了後においても、事業実績の進捗状況確認のため、調査ならびに決算書の提出に応じていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、助成事業者は、助成事業終了後において、事業成果を自社ホームページへの掲載等により発表（公表）するよう努めてください。

### (8) 財産処分の制限

助成金により取得し、又は効用が増加した財産を処分する場合は、あらかじめ承認を受けてください。また、当該財産が耐用年数を経過している場合を除き、処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付していただきます。

### (9) 助成後の返還義務及び公表

次の場合は助成金交付決定を取消し、既に助成金の交付を受けている場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。また、違反や不正等について、原則、記者発表等により公表させていただきます。

- ① あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領に違反したとき
- ② 偽りその他不正の行為があったとき
- ③ 助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき
- ④ 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき

## 11 業務提携金融機関

三菱UFJ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、百五銀行、愛知信用金庫、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、半田信用金庫、知多信用金庫、豊川信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、尾西信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、岐阜信用金庫、東農信用金庫、桑名三重信用金庫、豊橋商工信用組合、愛知県中央信用組合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、愛知県信用保証協会



(別紙1)

**地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）**  
(平成十九年法律第四十号) (抜粋)

(定義)

第二条

- 3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 六 企業組合
  - 七 協業組合
  - 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

**中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）（抜粋）**

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条

- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

**地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）（抜粋）**

(中小企業者の範囲)

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第二条第三項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第三項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 四 森林組合及び森林組合連合会

- 五 商工組合及び商工組合連合会
- 六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 七 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- 八 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

(別紙2)

地域資源例

		鉱工業品又は鉱工業品の生産にかかる技術	農林水産物	観光資源
県下全域に共通のもの		愛知の一般産業用機械、愛知の金型、愛知の金属加工機械、愛知の自動車部品、愛知の繊維機械、愛知の建具、愛知のプラスチック、愛知の和菓子、あいち認証材(木材、製材加工品)、愛知のIT技術と関連製品、愛知の航空機部品、愛知の宇宙産業関連部品		
名古屋市		愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、名古屋扇子、瀬戸焼、尾州の毛糸、尾州の毛織物、有松・鳴海紋、名古屋黒紋付染、名古屋のアパレル、さしめん、名古屋友禅、愛知の木製家具、名古屋桐箆笥、名古屋仏壇、名古屋節句人形、鋳物、尾張七宝、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物、尾張仏具	だいごん、八事五寸にんじん、名古屋コーチン、みつば、トマト、きぬあかり、野崎白菜	秀吉清正記念館、笠寺観音(笠覆寺)、常泉寺、有松地区の町並み、桶狭間古戦場伝説地、観音寺(荒子)多宝塔、興正寺五重塔、富部神社本殿、名古屋城、竜泉寺仁王門、リニモ(東部丘陵線)、熱田神宮信長塀、志段味古墳群、信長攻路
尾張北部	犬山市	愛知の清酒、犬山焼、げんこつ餡(げんこつ)、豆腐でんがく、犬山ドッグ	古代濃尾香り米、自然薯、桃	犬山城・犬山城下地区、犬山祭、木曾川うかい、五条川の桜並木、国宝茶室如庵、寂光院の紅葉、桃太郎神社、入鹿池、犬山温泉
	扶桑町	尾州の毛糸、尾州インテリア織物、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、名古屋節句人形、愛知の漬物	だいごん	
	大口町	尾州インテリア織物、鋳物	かりもり、六条大麦	五条川の桜並木
	江南市	愛知の清酒、さしめん、尾州の毛糸、尾州の毛織物、名古屋仏壇、尾州インテリア織物、名古屋のアパレル、愛知の木製家具	越津ねぎ、はくさい、だいごん、きぬあかり	五条川の桜並木、こうなん藤まつり(曼陀羅寺公園の藤)、久昌寺、あじさい祭り、北野天神社まつり、すいとびあ江南、フラワーパーク江南、布袋の大仏
	一宮市	愛知の清酒、福来蜜、尾州の毛糸、尾州の毛織物、尾州インテリア織物、名古屋のアパレル、愛知の木製家具、名古屋仏壇、鋳物、切り干し大根、名古屋節句人形、愛知の漬物	なす、越津ねぎ、はくさい、鮎、卵、たまねぎ種子、だいごん	おりもの感謝祭一宮七夕まつり、真清田神社、妙興寺、一宮発祥のモニョウ、黒田城跡、一宮コスプレパレード、濃尾大花火、美濃路(萩原宿・起宿)、一宮だいたいフェスタ大集合、冬の七夕カーニバル〜一宮イルミネーション〜、木曾川町一豊まつり
尾張中部	稲沢市	愛知の清酒、愛知のみりん、さしめん、尾州の毛糸、尾州の毛織物、名古屋のアパレル、愛知の木製家具、名古屋仏壇、鋳物、愛知の漬物	祖父江さんなん、ほうれんそう、稲沢の植木	国府宮はだか祭(離追神事)、勝幡城跡、そぶえイチョウ黄葉まつり、いなざわ梅まつり、大塚性海寺歴史公園・性海寺 稲沢あじさいまつり、いなざわ植木まつり、稲沢サンドフェスタ、へいわさくらまつり(桜ネックレス)
	岩倉市	尾州の毛織物、名古屋のアパレル、名古屋仏壇	名古屋コーチン	五条川の桜並木、のんぼり洗い
	小牧市	さしめん、尾州インテリア織物、愛知の木製家具、名古屋仏壇、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物	桃、名古屋コーチン、きぬあかり	大山麿寺跡、岩崎の清流亭の藤、小牧山(小牧山城)、熊野神社の五枚岩、宇都宮神社古墳、県営名古屋空港、名古屋コーチン発祥地
	春日井市	さしめん、瀬戸焼、名古屋のアパレル、名古屋友禅、愛知の木製家具、名古屋仏壇、名古屋桐箆笥、紙製品、紙製容器、医療用機械器具・医療用品	自然薯、桃、春日井サボテン、名古屋コーチン、きぬあかり	内々神社庭園、小野道風説書伝説地、細本著色聖宝像(林昌院)、二子山古墳、密蔵院(多宝塔、木造薬師如来立像)、愛岐トンネル群、県営名古屋空港
	北名古屋市	名古屋のアパレル、名古屋友禅、名古屋仏壇、名古屋黒紋付染、名古屋節句人形		高田寺、旧加藤家、北名古屋市歴史民俗資料館、アートエリアロード
	豊山町	さしめん、愛知の漬物	きぬあかり	航空館boon、県営名古屋空港
	清須市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、名古屋のアパレル、名古屋桐箆笥、愛知の漬物	かぼちゃ、だいごん、かりもり、宮重大根、きぬあかり	清洲城、日吉神社、尾張西枇杷島まつり、信長攻路、五条川の桜並木
	津島市	愛知の清酒、愛知のみりん、さしめん、尾州の毛糸、尾州の毛織物、名古屋のアパレル、愛知の木製家具、名古屋仏壇、尾張七宝、もちこ料理、あかだ・くつわ	海部れんこん、いちご、海部東米(かぶとまい)	尾張津島天王祭の車楽舟行事、津島神社、尾張津島秋まつり、尾張津島藤まつり、開庫祭(おもと)、天王川公園、堀田家住宅、津島市観光交流センター
海部	愛西市	愛知の清酒、さしめん、尾州の毛糸、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、尾張七宝、尾州の毛織物、愛知の漬物	ねぎ、海部れんこん、だいごん、にんじん、いちご、トマト、米	尾張津島天王祭の車楽舟行事、船頭平間門、大野城址(愛西市)、蓮見の会、あじさいレンコン街道、木曾川観光船、幼少期の信長像
	あま市	尾州の毛糸、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、鋳物、さしめん、愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、尾州の毛織物、尾張七宝、刷毛刷子、皮革製品、ホルモン(食肉)	越津ねぎ、海部東米(かぶとまい)、ねぎ、パンジー、小松菜、方領大根	甚目寺観音、香の物祭(宮津神社)、七宝焼アートヴィレッジ
	大治町	名古屋のアパレル	海部東米(かぶとまい)、赤シソ	明眼院、つるし飾り
	蟹江町	愛知の清酒、愛知のみりん、いなまんじゅう、尾州の毛織物、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、鋳物、愛知の漬物	だいごん、いちじく、ポットマム、ペゴニア、ブーゲンヒレア、ポインセチア	尾張温泉、須成祭、富吉建速神社、八剱社
	弥富市	名古屋仏壇、鋳物	弥富金魚、きぬあかり、トマト、なす、みつば、米	芝桜まつり、やとみ春まつり
	飛島村	飛島村せんべい	ねぎ、ほうれんそう	
	瀬戸市	愛知の清酒、瀬戸染付焼、瀬戸の珪砂、瀬戸の陶土、赤津焼、瀬戸焼、招き猫、名古屋仏壇、瀬戸のファインセラミックス、Re瀬戸(リセット)、瀬戸焼そば、セト・ノベルティ、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物、ガラス工芸品・製品		岩屋堂公園、窯田の小径、定光寺公園、来る福招き猫まつり in 瀬戸、せと陶祖まつり、せともの祭、陶のまち 瀬戸のお雛めぐり、窯めぐり
尾張旭市	瀬戸染付焼、瀬戸焼	フチヴェール、いちじく	愛知県森林公園、どうだん亭、紅茶フェスティバル in 尾張旭	

	長久手市		米、真菜、きぬあかり、プチヴェール	愛・地球博記念公園(モリコロパーク)、長久手温泉、長久手古戦場、リニモ(東部丘陵線)、色金山、首塚、トヨタ博物館、長久手市文化の家、長湫の誓園祭り、長久手の棒の手、御旗山、岩作のオマント
	日進市	名古屋節句人形	米、きぬあかり、プチヴェール	岩崎城、愛知牧場
	東郷町		米	黒笹七号窯、祐福寺
	豊明市	名古屋のアバレル、名古屋仏壇、三河仏壇、名古屋節句人形	きぬあかり	桶狭間古戦場伝説地、大脳の梯子獅子、阿野一里塚、沓掛城址、桶狭間古戦場まつり
知多	東海市	愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、常滑焼、銚物、名古屋のアバレル、名古屋仏壇、三河仏壇、愛知の漬物、えびせんべい	ふき、たまねぎ、洋ラン、ぶどう、いちじく、みかん、トマト	平洲記念館、尾張横須賀まつり、大田まつり、聚楽園大仏
	大府市	さしめん、常滑焼、名古屋仏壇、三河仏壇、銚物、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物、納豆	やまのいも、ぶどう、なし、みかわ牛、たまねぎ、菜の花、にんじん、かぼちゃ、キャベツ、はくさい、きゅうり、餅菜、ねぎ、ふき、きぬあかり、名古屋コーチン	あいち健康の森公園、ウエルネスバレー(あいち健康の森周辺)、ハス、大倉公園、いちご狩り、大倉公園つつじまつり、大府盆梅展、おしも井戸、八ッ屋神社(金メダルの神社)、大府シテイ健康マラソン大会、藤井神社祭礼(子供三番叟)、薬草園(あいち健康の森)、石ヶ瀬の合戦古戦場、ハナモモの郷、ウエルネスバレーロード、門通寺、延命寺、大府長根山ぶどう狩り、極楽寺、地蔵寺、常福寺、どぶろくまつり、普門寺、マントウ馬まつり
	知多市	さしめん、常滑焼、知多綿、知多綿スフ織物、名古屋のアバレル、名古屋仏壇、えびせんべい	ペコロス、ふき、佐布里の梅、きぬあかり、いちじく、米、たまねぎ、みかん	新舞子ブルーサンビーチ、佐布里池の梅林、大草城址、岡田の古い街並み
	東浦町	愛知の清酒、知多綿スフ織物、愛知の木製家具、銚物	ぶどう、あいち牛、米	ウエルネスバレー(あいち健康の森周辺)、緒川城址、善導寺、於大まつり、藤江のだんつく獅子舞、あいち健康プラザ、於大公園、於大のみち、村木砦跡
	阿久比町	愛知の清酒、知多綿スフ織物、食酢	米、あいち牛、きぬあかり、知多牛	花かつみ園
	半田市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、食酢、さしめん、常滑焼、三州瓦、知多綿スフ織物、愛知の木製家具、名古屋仏壇、三河仏壇、銚物、三州瓦のシャモット、名古屋のアバレル	知多牛、あいち牛、みかわ牛、豚、きぬあかり、名古屋コーチン、米	亀崎潮干祭の山車(半田の山車)、新美南吉童話ゆかりの地(新美南吉記念館、南吉生家、南吉養家、矢勝川堤の彼岸花)、半田赤レンガ建物(旧カプトビール工場)、天龍山常楽寺、半田運河・蔵のまち、萬三の白モッコウバラ(小栗家住宅)
	武豊町	愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、常滑焼、知多綿スフ織物、愛知の漬物	あいち牛、米、知多牛、名古屋コーチン	武豊町歴史民俗資料館、醸造伝承館、春まつり、大足蛇車まつり(蛇の口花火)、武豊ふれあい山車まつり、まちの駅味の蔵たけとよ
	常滑市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、美浜の塩、銚物、常滑焼、招き猫、知多綿スフ織物、名古屋仏壇、三河仏壇、名古屋節句人形、えびせんべい	佐布里の梅、いちじく、のり、アカモク、きぬあかり、名古屋コーチン、米	大野城址(常滑市)、常滑焼まつり、中部国際空港、りんくうビーチ、やきもの散歩道、愛知県国際展示場、小脇公園
	美浜町	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、美浜の塩、常滑焼、えびせんべい	米、みかん、あさり、のり、あいち牛、きぬあかり、グレープフルーツ、きゅうり、恋美豚	鶴の山鶴繁殖地、野間大坊(大御堂寺)
	南知多町	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、常滑焼、えびせんべい	ふき、みかん、アナゴ、カタクチイワシ、こうなご(小女子)、とらふぐ、しらす、あいち牛、のり、タコ、大あさり、タイラギ(タイラ貝)、ナミガイ(白ミル)、マナコ(ナマコ、このわた)、ミルクイ(ホンミル)、米	内海海水浴場、鯛まつり、南知多温泉郷、霧島、日間賀島、羽豆岬、師崎漁港朝市、岩屋寺、岩屋寺奥之院
	西三河	豊田市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、瀬戸の陶土、瀬戸焼、三河の反毛、和紡績糸、三河の綿スフ織物、愛知の花火、瀬戸の珪砂、とよた五平餅、愛知の漬物	米、グリーンアスパラ、自然薯、豊田の梨、豊田の桃、三河材、鮎、小菊、茶、ブルーベリー、あいち牛、みかわ牛、シンピジウム、きぬあかり、小麦、しいたけ、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、蜂蜜
みよし市			ぶどう、梅、かき(柿)、なし、きぬあかり	三好池まつり、三好いいじゃんまつり、三好大提灯まつり
知立市		名古屋仏壇、三河仏壇、あんまき、名古屋節句人形		知立神社多宝塔、知立の山車文楽とからくり、八橋かきつばた園(無量寿寺)、弘法笑店街道の市、知立公園花しょうぶ、弘法山遍照院
刈谷市		愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、三州瓦、三河の綿スフ織物、愛知の木製家具、三河花火、三州瓦のシャモット	ぶどう、坊ちゃんかぼちゃ、きゅうり、きぬあかり	万燈祭、小堤西池のカキツバタ群落、刈谷ハイウェイオアシス、刈谷アニメ collection、大名行列・山車祭、野田雨乞笠おどろ、夢と学びの科学体験館
高浜市		愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、三州瓦、三河の綿スフ織物、三河仏壇、吉浜細工人形、銚物、三州瓦のシャモット、とりめし、名古屋節句人形、三河焼	三河材、卵、きぬあかり	鬼みち、吉浜人形小路
安城市		愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、さしめん、三州瓦、三河の反毛、和紡績糸、三河の綿スフ織物、愛知の木製家具、名古屋仏壇、三河仏壇、銚物、三河花火、三州瓦のシャモット、西尾茶(製茶)、ユメプラステック、和泉手延べそうめん、愛知の漬物	米、いちじく、三河材、西尾の抹茶、あいち牛、みかわ牛、きゅうり、安城梨、安城和牛、きぬあかり、小麦、ちんげんさい、碾茶	安城七夕まつり、三河万歳、安祥城址、安城産業文化公園デンパーク、新美南吉ゆかりの地(南吉の下宿先・南吉ウォールイベント・でむし詩碑)、姫小川古墳、二子古墳、永安寺の雲竜の松、本證寺、安城市歴史博物館、安城公園、安城桜まつり、明治川神社、安城七夕神社、城藤園、堀内公園、マーメイドバレス、不葉森神社
碧南市		愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、さしめん、三州瓦、三河の綿スフ織物、三河仏壇、銚物、三州瓦のシャモット、へきなん焼きそば、えびせんべい、三河焼	たまねぎ、にんじん、いちじく、三河材、いわし、しらす、きゅうり、きぬあかり	応仁寺、あおいパーク、花しょうぶまつり、広藤園藤まつり、三面大黒天(遍照院)、志貴毘沙門天(妙福寺)、照光寺、称名寺、常行院、深称寺、清浄院、西方寺、齊宮寺、大竹観音(観音寺)、大浜てらまちウォーキング、大浜熊野大神社、貞照院、哲学たいげん村無我苑、東正寺、碧南市臨海公園、宝珠寺、本伝寺、明石公園、油ヶ淵、油ヶ淵遊園地、海徳寺、碧南海浜水族館、林泉寺

東三河	岡崎市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、三州瓦、三河の反毛、和紡績糸、三河のロープ・網、三河花火、三河木綿、大門のしめ縄、三河の光学機器、名古屋仏壇、三河瓦のシャモット、八丁味噌、植物油、岡崎まぜめん、名古屋節句人形	なす、法性寺ねぎ、自然薯、ぶどう、三河材、岡崎おうはん、藤川宿むらさき麦、いちご、茶、きぬあかり、小麦、米、萬歳、鮎、ジビエ(イノシシ、シカ)	東海道岡崎城下二十七曲り、岡崎ゲンジボタル発祥地、岡崎城、くらがり渓谷、滝山寺(滝山東照宮と滝山寺鬼祭)、岩津城址、八丁味噌蔵(八丁蔵通り)、東海道藤川宿まつり(家康行列)、岡崎城下家康公夏まつり、奥山田のたれ桜、家康公生誕祭、五万石ふじ、六ツ美悠紀齋田、鳥川ホタルの里と湧水群、切山の犬ぎ、千万町の神楽、寺野の大クス、天恩寺山門・仏殿、万足平の猪垣
	幸田町	三河の反毛、和紡績糸、三河の綿スフ織物、三河のロープ・網、三河仏壇、三河の光学機器、チタン製高度部材、三河花火、名古屋節句人形	いちご、筆柿	三ヶ根山、三河万歳、幸田彦左まつり、幸田しだれ桜まつり、こうた風揚げまつり、本光寺
	西尾市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、三河一色えびせんべい、きしめん、西尾茶(製茶)、三州瓦、三河の反毛、和紡績糸、三河の綿スフ織物、三河木綿、名古屋仏壇、三河仏壇、三河花火、三州瓦のシャモット、三河のロープ・網、愛知の漬物、三河帯芯	西尾の抹茶、バラ、洋ラン、三河材、あいち牛、カーネーション、あさり、のり、ニギス、いちご、いちじく、きゅうり、クルマエビ、ガザミ(ワタリガニ)、一色産うなぎ、なし、菊、観葉植物、きぬあかり、牛乳、小麦、米、さといも、大豆、卵、なす、にんじん、ねぎ、豚、ほうれん草、バカガイ、味噌	三河万歳、西尾城跡、佐久島、三河一色大提灯まつり、吉良温泉、吉良ワイキキビーチ、華蔵寺、国宝金蓮寺弥陀堂、旧糟谷邸、三ヶ根山、鳥羽の火祭り、ハワイアンフェスティバル in 三河、稲荷山茶園公園、西尾祇園祭、西尾市岩瀬文庫、とんぼろ干潟、愛知こどもの国、米津の川まつり、はずストーンカップチャレンジレース、西尾市歴史公園、東条城跡、てんてこ祭、棉祖祭、紅樹祭、一色さかあつまつり
	豊根村	五平餅、金山寺みそ、枳もち、メープルシロップ、木質ベレット、ゆべし	ブルーベリー、三河材、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、しいたけ、チョウザメ、鮎	花祭、茶白山高原、芝桜の丘、鬼鹿崎温泉、新豊根ダム(みどり湖)、念仏踊り、御神楽祭り
	東栄町	愛知の清酒、五平餅、東栄チキン、メープルシロップ	三河材、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、鮎、茶	花祭、煮え潮のポットホール、設楽のしかうち行事、須佐之男神社のアヤスキ、チェンソーアート競技大会、東栄町のさいの神、長岡の産小屋、明神山と振草溪谷
	設楽町	愛知の清酒、五平餅、こんにゃく、メープルシロップ、甘露煮	米、大狗なす、トマト、絹姫サーモン、風来マス、三河材、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、鮎、エゴマ、シクラメン、茶、段戸牛	三河の田楽(田峯田楽、風来寺田楽、黒沢田楽、黒倉田楽)、さららの森、面ノ木園地、田峯城、参候祭、花祭、念仏踊り、百万遍念仏、棒の手、若古谷山、清水のコヒガンザクラ、田峰観音奉納歌舞伎(地狂言)、寒狭川(ヤナ場)、田峰観音
	新城市	愛知の清酒、きしめん、三河のロープ・網、三河仏壇、チタン製高度部材、豊橋筆、風来寺硯、奥三河の五平餅	米、トマト、茶、梅、自然薯、八名丸里芋、いちご、ブルーベリー、あいち牛、みかわ牛、へば(クロスメバチ)、風来牛、三河材、かき(富有柿、次郎柿)、ぶどう、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、鮎、きぬあかり、奥三河ほうれん草	阿寺の七滝、桜淵公園、新城総合公園、乳岩及び乳岩峽、南設楽のほうか、風来寺山、三河の田楽(田峯田楽、風来寺田楽、黒沢田楽、黒倉田楽)、設楽のしかうち行事、富賢寺、風来山東照宮、のんばいリゾート「軽トラ市」、満光寺、湯谷温泉、長篠城址、四谷の千枝田、川尻の梅、傘杉、愛知県民の森、旧大野銀行本店、戦国ぐるめ街道スタンプラリー、信玄原の火おんどり、作手古城まつり、富水神社例大祭、長篠合戦のぼりまつり、鍋つる万灯、モーニング
	蒲郡市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、三河の綿スフ織物、三河のロープ・網、三河木綿、三河仏壇、三河の光学機器、チタン製高度部材、豊橋筆、三河の花火、医療用機械器具、医療用品、寝具、インテリア織物、ガマゴリうどん	いちご、蒲郡みかん、あさり、メヒカリ、ニギス、アマガエビ、マイクロマト、きぬあかり、蒲郡深海魚、蒲郡みかんの木、食用ギク(つま菊)、樹齢アコホン	三ヶ根山、あじさいの里、エリカカップヨットレース、蒲郡地区マリーナ(海陽、ラグナ、西浦)、三谷祭、蒲郡手筒花火、蒲郡まつり、蒲郡温泉、竹島、西浦温泉、三谷温泉、形原温泉、三河大島、くらぶとフェア蒲郡、福寿稲荷こりやく市、生命の海科学館、海辺の文学記念館、蒲郡市博物館、竹島水族館、マリンセンターハウス(海資館)、モーニング
	豊川市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、三河つくだ煮、三河の綿スフ織物、三河のロープ・網、三河木綿、愛知の木製家具、三河仏壇、三河の光学機器、チタン製高度部材、豊橋筆、三河の花火、豊川いなりうどん、医療用機械器具・医療用品	大葉、グリーンアスパラ、トマト、いちご、蒲郡みかん、スプレー菊、バラ、あいち牛、干潟きつみ芋、ブルーベリー、三河材、あいち牛、みかわ牛、きぬあかり、音羽米、シクラメン、養殖鮎	御油の松並木、財賀寺、三明寺、豊川稲荷、東三河ふるさと公園、本宮山、三河国分寺跡、三河国分寺跡史跡公園、宮路山、三河の手筒花火、砥鹿神社、大聖寺(今川義元の墓)、長谷寺(山本勘助の墓)、大恩寺(絹本著色玉宮曼荼羅図)、赤坂の舞台、大橋屋(旧旅籠屋跡)、法住寺(木造千手観音立像)、モーニング、若葉祭
	豊橋市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、豊橋ちくわ、豊橋のゼリー、三河つくだ煮、三河のロープ・網、愛知の木製家具、三河仏壇、三河の光学機器、チタン製高度部材、豊橋筆、三河の花火、豊橋カレーうどん、植物工場(施設園芸)、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物、ガラ紡、刺子、帆前掛け、高精度ろ過メッシュフィルター	大葉、キャベツ、トマト、茶、いちご、かき(富有柿、次郎柿)、バラ、豊橋うずら、うなぎ、三河材、あいち牛、みかわ牛、卵、さやえんどう、スイカ、ラディッシュ、レタス、とうがん、食用小菊、豚、はくさい、なす、ぶどう、牛乳、米、コショウラン、初恋レモン、だいごん、たまねぎ、ねぎ、スイートコーン(とうもろこし)、カリフラワー、ブロッコリー、きゅうり、セルリー、メロン、ちんげんさい、観葉植物、シクラメン、洋ラン、名古屋コーチン、ミニトマト、きぬあかり、スナックえんどう、エディブルフラワー、うずら、デルフィニウム、桃、なし	豊橋祭祥のええじゃないか、三河の手筒花火、二川宿、豊橋総合動植物公園のんばいパーク、モーニング、路面電車、鬼祭、豊橋祇園祭、豊橋まつり(ええじゃないか豊橋まつり)、羽田祭、花しょうぶまつり(賀茂しょうぶ園)、吉田城
田原市	三河仏壇、豊橋筆、渥美あさりの押し寿司、愛知の漬物、大あさり半平太、名古屋コーチン	キャベツ、だいごん、トマト、ブロッコリー、茶、メロン、電照菊、バラ、あいち牛、鉢花、観葉植物、赤どり、あさり、しらす、田原牛、のり、みかわボーク、うなぎ、スプレー菊、みかわ牛、アルストロメリア、大あさり、スイカ、セルリー、牛乳、豚、卵、うずら、あつみ牛、暖か渥美の伊良湖常春ビーフ、牛、大葉(しそ)、ミニトマト、スイートコーン(とうもろこし)、ちんげんさい、レタス、カリフラワー、いちご、みかん(ハウスみかん)、どうまい牛乳、カーネーション、ガーベラ、スイートピー、ストック、シクラメン、あじさい、ハイビスカス、クロリオサ、かすみそう、トルコさきょう、ポインセチア、きぬあかり、さつま芋	赤羽根海岸のロングビーチ、伊良湖岬、田原城跡、伊良湖岬灯台、恋路ヶ浜、蔵山山展望台、渥美半島どんぶり街道スタンプラリー、吉胡貝塚、渥美古窯、波辺華山巖居跡、田原風、田原祭、コナツツビーチ伊良湖、白谷海水浴場、仁崎海水浴場、田原市博物館(波辺華山関係資料)、シデコブシ、菜の花、トライアスロン伊良湖大会、モーニング	

(別紙3) 助成対象経費の取扱い

1 事業費

助成対象経費の区分	経費内容	具体的な内容	取扱い	
事業費	講師謝金	講演、セミナー等を開催する場合の謝礼	所得税法に規定する源泉徴収を行うこと	
	専門家謝金	専門家より指導・助言を受けた際の謝金	※平成25年1月以降、復興特別所得税も源泉徴収し納付しなければならなくなりましたので、ご注意ください。 ※源泉徴収された所得税について、税務署へ支払われた書類も必要となります。	
	講師旅費	講演、セミナー等を開催する場合の講師旅費	●対象外 ・タクシー代 ・車代 ・燃料費 ・通行料 ・鉄道グリーン 車料金 ・ファースト・ビジネスクラス料金	旅費額は実費 所得税法に規定する源泉徴収
	専門家旅費	専門家を招へいするための旅費		旅費額は実費 所得税法に規定する源泉徴収
	従事者旅費	役員又は従業員が講師・専門家との打ち合わせや資料収集等を行うための旅費		旅費支給規程に基づく支払 (規定がない場合は実費) 旅費規程に定められた日当についても対象としますが、その上限は1日3,000円とします。
	従事者海外旅費 (海外展示会事業のみ)	海外展示会に参加する際に従事者に支払われる旅費 ※事前調査・視察は対象外		<u>専門家海外旅費と合わせて3名以内</u> 旅費規程に定められた日当についても対象としますが、その上限は1日5,000円とします。
	専門家海外旅費 (海外展示会事業のみ)	海外展示会に参加する際に専門家に支払われる旅費 ※事前調査・視察は対象外		<u>従事者海外旅費と合わせて3名以内</u> 旅費支給規程に基づく支払 (規定がない場合は実費)
	会場借料	展示会、見本市、研修会等の開催又は出展のための会場及び備品使用料		<u>商品の販売を伴う展示会の開催又は出展については対象外</u>
会場整備費	展示会、見本市、研修会等の開催又は出展のために必要な設備の設置、撤去、装飾費用	設備・装飾内容を明確にすること		
印刷製本費	資料、報告書、広報用品等の印刷製本のための費用	仕様、印刷部数等を明確にすること		

資料購入費	参考文献、教材等の購入 各種資材等の購入又は作成の ための費用	用途を明確にすること
通信運搬費	郵送代、運送代	何所に、何を送付したか明確にすること
調査研究費	調査研究を行うための費用	調査・研究内容を明確にすること
パンフレット作 成費	新製品（商品）のPR、展示会・ 見本市・研修会等の開催を周知 するためのパンフレット等の作成費 用	用途を明確にすること ※価格が記載されているパンフレット 等や新製品（商品）と関連のないパンフ レット等に係る経費は対象外
広告宣伝費	広告宣伝費用、ホームページ作 成及び広報用 CD-ROM 等の電子 媒体作成費用	助成事業に係る広告宣伝に限る ホームページについては、作成前後の内 容を明確にすること ※価格が記載されているホームページ や新製品（商品）と関連のない作成に係 る経費は対象外
通訳料（翻訳料含 む）	展示会・見本市・研修会等を開 催する際の通訳費用	
雑役務費	業務・事務を補助するため臨時的 に雇い入れた者に支払う賃 金・交通費	所得税法に規定する源泉徴収を行うこ と
保険料	製品（商品）の発送の際に付保 する保険料	
借損料	機械装置又は工具器具、事務機 器等のレンタル、リース料	用途を明確にすること
特許権等産業財 産権取得費	国内の特許権、実用新案権、商 標権の取得にかかる経費	出願手数料、審査請求手数料、登録料等 特許庁に支払う経費は対象外 所得税法に規定する源泉徴収を行うこ と
委託費	調査等を第三者に委託する際 に支払う費用	助成金交付申請額の 5 割未満とする 試作・開発費に係る部分を除く
コンサルタント 料	新製品（商品）開発、プロモー ションなどについて、専門的機 関から提案などを受けるもの	コンサル内容を明確にすること

## 2 試作・開発費

助成対象経費の区分	経費内容	具体的な内容	取扱い
試作 ・開発費	原材料費	新製品（商品）開発に使用する原材料の購入費	<u>使途を明確にすること</u>
	機械装置又は工具器具購入費	(ア) 機械装置又は工具器具を製作するための部品代及び組立て費用 (イ) 機械装置又は工具器具の購入費 (ウ) 上記(ア)(イ)において、当該機械装置又は工具器具について、助成事業を実施するために据付、撤去、保守、修繕等を行う費用	<u>助成事業以外に転用が可能な汎用性が高い量産のための機械装置又は工具器具は対象外</u> <u>交付要領様式第 15 号の申請により、承認を受けたうえで、売却等の処分により収入があるときは、収入の全部または一部を納付していただくことがあります</u>
	備品費	試作品の開発や実験等を行うために必要な備品の購入費	<u>交付要領様式第 15 号の申請により、承認を受けたうえで、売却等の処分により収入があるときは、収入の全部または一部を納付していただくことがあります</u>
	借損料	機械装置又は工具器具、事務機器等のレンタル、リース料	<u>内容（物件、期間）、使途を明確にすること</u>
	製造・改良・加工料	製造・改良・加工を行うために必要な費用	
	デザイン料	試作品の開発に必要なデザイン製作のための費用	<u>使途を明確にすること</u>
	試作費	試作品の開発・製造・改良・加工を行うための費用	
	試験・分析費	試作品の開発に必要な実験・分析を行うための費用	実験・分析内容を明確にすること
	設計費	試作品の開発に必要な設計を行うための費用	
	外注加工費	試作品の開発や実験等を行うために必要な外注加工費用	
	委託費	試作品の開発に必要な業務を第三者に委託する際に支払う費用	助成金交付申請額の 5 割未満とする
コンサルタン ト料	新製品（商品）開発、プロモーションなどについて、専門的機関から提案などを受けるもの	コンサル内容を明確にすること	



公益財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地  
名称  
役職名  
代表者氏名

印

## 年度あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付申請書

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）の交付を受けたいので、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

## 記

## 1 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額

助成事業に要する経費 円  
助成金交付申請額 円

## 2 申請する枠（該当する枠にチェック✓してください）

中小企業者等 新製品（商品）開発、販路拡大、人材育成（新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの）	助成限度額： 50万円以上300万円以内 助成率：1/2以内
新型コロナウイルス感染症の感染拡大又は原油・原材料高騰等による影響を受けた中小企業者等（中小企業者グループ・中小企業者団体を除く） 新製品（商品）開発、販路拡大、人材育成（新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの）	助成限度額： 50万円以上300万円以内 助成率：2/3以内
小規模企業者 新製品（商品）開発、販路拡大、人材育成（新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの）	助成限度額： 50万円以上100万円以内 助成率：2/3以内
中小企業者等 新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品（商品）開発、販路拡大、人材育成	助成限度額： 50万円以上300万円以内 助成率：2/3以内

## 3 事業完了予定年月日

年 月 日

## （添付資料）

- あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）助成事業計画書（別紙1）のとおり
- 法人の場合は直近の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記）＜写し＞
- 個人の場合は直近の確定申告書＜写し＞
- 法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（3か月以内）＜原本＞
- 個人の場合は印鑑証明書（3か月以内）＜原本＞
- グループで申請する場合は、グループ規約、組織図（代表者及び経理担当者を明示）、参加企業概要、参加企業全社の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記）＜写し＞
- 小規模企業者が助成率3分の2で申請する場合は、健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書（3か月以内）
- 中小企業地域資源活用促進法第2条第1項第1号から5号に規定される資本金の額を超える中小企業者が申請する場合は健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書（3か月以内）
- 事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書
- 新型コロナウイルス感染拡大又は原油原材料高騰等による影響を受けた企業者として申請をする場合は次の事業者毎に該当する書類＜写し＞

法人・・・対象期間と比較する期間を含む年度の確定申告書別表一の控え及び対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの

個人・・・青色申告の場合は2022年の確定申告書第一表の控え及び、所得税青色申告決算書の控え並びに対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの

白色申告の場合は2022年の確定申告書第一表の控え及び、対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの

- （様式）申立書（役員一覧表）
- その他必要と認めるもの

(別紙1)

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）助成事業計画書

1 申請者及び事業の概要

(1) 申請者			
名称： 役職名： 代表者氏名： 郵便番号： 住所： 電話番号： FAX番号： メールアドレス： ホームページアドレス： 連絡者役職名： 連絡者氏名： 連絡者郵便番号 連絡者住所			
資本金 (出資金)		従業員数	常勤役員 人 従業員 人 パート 人
主たる 業 種		設立日	
(2) 事業名（事業概要について簡潔にご記入下さい。）			
(3) 事業の実施期間		(4) 活用する地域資源	
(5) 事業計画の内容			
①全体計画			
②申請年度の事業実施計画			

(事業計画が複数年に亘る場合は、次年度以降の事業実施内容を記載する)

③次年度以降の事業実施計画

実施年度	事業費 (千円)	内 容

(6) 事業実施体制

(7) 地域資源活用の視点

(8) 需要開拓の見通し

(9) 地域における関係事業者の連携並びに地域産業への貢献及び波及効果の可能性

(10) 助成事業の達成目標

①達成目標

②達成目標の指標

達成目標計画

(単位：千円)

	直近期末 実績	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	10年後
売上高							
経常利益(計 画)							

(11)他の補助金の重複申請	・あり ( )・なし
(12)他社の知的財産の活用について	・あり ( 許諾済 ・ 許諾予定 )・なし
(13)「パートナーシップ構築宣言」の 作成・公表	・あり ・なし

2 経費明細表

(1) 助成事業に要する経費

(単位：円)

	助成事業に要する経費	助成対象経費	助成金要望額
年度			
年度			
年度			
総 額			

(2) 本年度の経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	内容	助成事業に 要する経費	助成対象経費	経費内訳	助成金要望額
合計					

- (注1)「経費区分」とは、事業費、試作・開発費、その他の経費をいう。
- (注2)「助成事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。
- (注3)「助成対象経費」とは、「助成事業に要する経費」のうちで助成対象となる経費をいう。
- (注4)「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。
- (注5)「助成対象経費」及び「経費内訳」は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。
- (注6)「助成金要望額」とは、「助成対象経費」のうち助成金の交付を希望する額で、その限度は、「助成対象経費」に助成率を乗じた額になる。

(3) 本年度の資金調達内訳

(単位：円)

区 分	助成事業に要する経費	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
助 成 金		
そ の 他		
合 計		

(注) (2)本年度の経費配分内訳の助成事業に要する経費の合計額が、(3)本年度の資金調達内訳の合計額と一致すること。

(4) 本年度の助成金要望額の手当て方法 (上記(3)の助成金要望額の手当て方法)

(単位：円)

区 分	助成金相当額	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

(5) 助成事業の経理担当者の役職名・氏名

公益財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地  
名称  
役職名  
代表者氏名

印

事業事前着手届出書

年度あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）の申請にあたり、下記事業を助成金交付決定前に実施したいので届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関して、交付決定されなかった場合や交付決定額が減額された場合でも、異議の申し立てを行いません。

記

- 1 事業名
- 2 出展予定の展示会名
- 3 申込日
- 4 支払(予定)額
- 5 支払(予定)日
- 6 事前着手が必要な理由

※経費の内容、申込日、支払額、支払日等具体的な内容がわかる資料を添付してください。

(様式)

申立書

年 月 日

公益財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地  
名称  
役職名  
代表者氏名

印

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金を申請するにあたり、当社が愛知県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 15 日愛知県条例第 34 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者でないことを申し立てます。

### 役員一覧表

氏名 (か)	氏名 (全角)	生年月日				性別	住所	法人名	役職名
		元号	年	月	日	M・F			

#### 記載上の注意

- 1 氏名（か）は半角カナで姓と名の間を一文字空けること。
- 2 氏名は、姓と名の間を一文字空けること。
- 3 生年月日の元号は、明治は「M」、昭和は「S」、平成は「H」とすること。
- 4 生年月日の年月日は、半角数字で2ケタになるように記載すること。  
（例）昭和 40 年 1 月 15 日生まれ⇒元号は「S」、年は「40」、月は「1」、日は「15」
- 5 性別は、男性は「M」、女性は「F」と記載すること。
- 6 行が足りないときは、行を増やして記載すること。

#### (申請者の皆様へ)

- 1 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領第 3 条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、助成金を交付いたしません。また、交付決定後にその旨明らかになった時は、同要領第 19 条の規定により、交付決定を取り消します。
- 2 この計画書に係る助成金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警本部長に役員一覧表の氏名、生年月日、住所その他の申立書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。



様式第 1 号

公益財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地 小牧市右肩上町一丁目 1 番

名称 ○○工業株式会社

役職名 代表取締役

代表者氏名 愛知 太郎

2023 年 ○ 月 ○ 日

現在事項全部証明書  
(履歴事項全部証明書)  
と同一の住所を記入

代表者印  
(会社実印)

個人の場合は  
印鑑登録証明書と  
同一の印 (実印)

「2023 年度」  
又は  
「令和 5 年度」  
を記入

2023 年度あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援成金 (一般枠) 交付申請書

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援成金 (一般枠) の交付を受けたいので、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援成金 (一般枠) 交付要領第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額

助成事業に要する経費 **5,667,200 円**

助成金交付申請額 **2,576,000 円**

(別紙 1) の「2 経費明細表」  
の金額と同一とする。

2 申請する枠 (該当する枠にチェック✓してください)

✓	中小企業者等 新製品 (商品) 開発、販路拡大、人材育成 (新製品 (商品) 開発、 販路拡大につながるもの)	助成限度額： 50 万円以上 300 万円以内 助成率：1 / 2 以内
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大又は原油・原材料高騰等による 影響を受けた中小企業者等 (中小企業者グループ・中小企業者団 体を除く) 新製品 (商品) 開発、販路拡大、人材育成 (新製品 (商品) 開発、 販路拡大につながるもの)	助成限度額： 50 万円以上 300 万円以内 助成率：2 / 3 以内
	小規模企業者 新製品 (商品) 開発、販路拡大、人材育成 (新製品 (商品) 開発、 販路拡大につながるもの)	助成限度額： 50 万円以上 100 万円以内 助成率：2 / 3 以内
	中小企業者等 新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品 (商品) 開発、 販路拡大、人材育成	助成限度額： 50 万円以上 300 万円以内 助成率：2 / 3 以内

3 事業完了予定年月日

2024 年 9 月 30 日

(添付資料)

- あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援成金 (一般枠) 助成事業計画書 (別紙 1) のとおり
- 法人の場合は直近の決算関係書類 (貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記) <写し>
- 個人の場合は直近の確定申告書 <写し>
- 法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 (3 か月以内) <原本>
- 個人の場合は印鑑証明書 (3 か月以内) <原本>
- グループで申請する場合は、グループ規約、組織図 (代表者及び経理担当者を明示)、参加企業概要、参加企業全社の決算関係書類 (貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記) <写し>
- 小規模企業者が助成率 3 分の 2 で申請する場合は、健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書 (3 か月以内)
- 中小企業地域資源活用促進法第 2 条第 1 項第 1 号から 5 号に規定される資本金の額を超える中小企業者が申請する場合は健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書 (3 か月以内)
- 事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書
- 新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた企業者として申請をする場合は次の事業者毎に該当する書類 <写し>
- 法人・・・対象期間と比較する期間を含む年度の確定申告書別表一の控え及び対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの
- 個人・・・青色申告の場合は 2022 年の確定申告書第一表の控え及び、所得税青色申告決算書の控え並びに対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの
- 白色申告の場合は 2022 年の確定申告書第一表の控え及び、対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの

添付の必要がない資料や添付していない資料は  
取り消し線等で見え消してください。

- (様式) 申立書 (役員一覧表)
- その他必要と認めるもの

(別紙1)

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）助成事業計画書

1 申請者及び事業の概要

(1) 申請者

名称：〇〇工業株式会社  
役職名：代表取締役  
代表者氏名：愛知太郎  
郵便番号：(〒〇〇〇-〇〇〇〇)  
住所：小牧市右肩上町一丁目1番  
電話番号：×××-×××-××××  
FAX番号：×××-×××-××××  
メールアドレス：×××@×××  
ホームページ：http://www.××  
連絡者役職名：取締役総務部長  
連絡者氏名：愛知次郎  
連絡者郵便番号：同上  
連絡者住所：同上

現在事項全部証明書  
(履歴事項全部証明書)  
と同一の住所を記入

上記住所と連絡先住所が異なる場合は、  
連絡先住所もこちらに記入ください。

資本金 (出資金)	3億2,000万円	従業員数	常勤役員 3人 従業員 25人 パート 5人
主たる 業種	<u>輸送用機械器具製造業</u>	設立日	昭和55年4月1日

(2) 事業計画名（事業概要について簡潔にご記入下さい。）

自動車部品製造に用いるプレス技術、金型技術を活用した純チタン製フライパンの開発

(3) 事業の実施期間

交付決定日～2024年9月30日

(4) 活用する地域資源

愛知の自動車部品、愛知の金型

(5) 事業計画の内容

①全体計画

必ず日本標準産業分類中分類から選択  
してください。

事業内容を表現する適切  
な名称を簡潔に記載。

～ 記入のポイント ～

- 当社の事業概要、事業計画全体の概略、当該事業に取り組もうとする背景、目的を記入する項です。
- 審査のポイントとなるのは事業計画の「新規性」です。  
新製品開発であれば、開発品のどこに新規性があるのか、類似製品との違いは何かなど、丁寧に説明してください。

<当社の事業概要>

当社は設立以来、大手自動車部品メーカー（ティア1）の協力企業として、主に自動車プレス部品の製造を行ってきた。しかし、近年の度重なる部品価格引き下げ要請に伴い、売上、利益率ともに下降傾向にある。加えて、海外生産移行、EV化の進展等、自動車産業を取り巻く環境の不透明感は増している。こうした中で、自動車に依存した事業構造からの脱却の必要性を痛感している。

～ 事業計画書作成のポイント ～

- 図や写真、表、グラフ等を入れ、分かりやすい申請書を作成してください。
- 評価基準（13頁参照）を意識し、漏らさずアピールしてください。
- 申請書は15ページ程度を目安としてください。
- 専門的な用語には注釈をつけてください。

<事業計画全体の概要、当該事業に取り組もうとする背景、目的>

当社は親会社の要請に対応し、難加工材されるチタンの精密プレス加工技術の向上に努めてきた。こうした実績により、業界内では「チタンプレスの〇〇工業」と呼ばれるまでになっている。

このチタンプレス技術を活用した新製品開発を模索していたところ、チタンの軽量性、強度の高さ、高耐食性といった長所を活かした、チタン製フライパンの人気が高まっているとの情報を得た。早速、商品化すべく更なる調査をした結果、既存のチタン製フライパンには下記の課題があることが判明した。

- ・チタンは熱伝導率が悪く、フライパンの温度が均一にならないため焦げ付き易い。
- ・熱伝導率の問題を解決するため、既存製品は底面にステンレスコーティングを施すことが多いが、コーティングは剥げやすく長期間使用すると効果が落ちるものが多い。

そこで当社は、自社のチタンプレス技術（自動車部品製造技術）を活かし、フライパン表面に細かな凹凸を箔押しするエンボス加工を施し、純チタン製でありながら焦げ付きにくいフライパン開発に取り組むこととなった。

チタンの特性 (一般社団法人 日本チタン協会 HP より)

チタンの材質的強度は高いが、熱伝導率が低い

～ 記入のポイント ～  
●必要に応じて、表や図、写真等を載せ、分かりやすく説得力のある内容にしてください。

表2:チタンと各種金属の特性

	純チタン (TP340)	チタン合金 (Ti-6Al-4V)	普通鋼 (SPCC)	ステンレス鋼 (SUS304)	アルミ合金 (A5052P)	マグネシウム (AZ31)	銅 (C1020-0)
融点 (°C)	1,668	1,540~ 1,650	1,530	1,400~ 1,427	593~ 649	630	1,083
密度 (g/cm <sup>3</sup> )	4.51	4.43	7.86	7.90	2.80	1.77	8.93
線形膨張係数 (/K)	8.4	8.8	13.7	17.0	23.8	25.0	17.0
熱伝導率 (w/m·k)	17.0	7.5	60.4	16.0	137.0	159.0	385.0
比熱 (J/kg·k)	0.519	0.585	0.460	0.502	0.961	1.004	0.385
電気伝導率 (%対Cu)	3.1	1.0	17.2	2.4	35.0	40.0	100.0
電気比抵抗 (μΩ·m)	0.550	1.702	0.097	0.720	0.058	0.043	0.017
ヤング率 (Gpa)	106.3	113.2	192.1	199.9	73.2	44.8	107.8
耐力 (N/mm <sup>2</sup> )	277	909	179	206	101	200	69
引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	393	999	315	588	212	250	213
伸び (%)	39	18	48	59	24	22	55
硬さ (Hv)	140	310	126	174	60	190	50
比強度 (引張強さ/密度)	87.1	225.5	40.1	74.4	75.7	141.2	23.9

<同業他社等の類似事例の有無・既存製品との違い>

～ 記入のポイント ～

- 事業計画の内容は、類似性が無く、新規性を有しているか。また、類似事例が存在する場合、他社の製品（商品）・サービスと比較して優位性、独自性があるか

チタン製フライパンは人気が高まりつつあり、ネットでは複数の商品が販売されている。鉄や、ステンレス比べるとチタンは①保温性が高い②軽くて取扱いが容易③安全性が高い④丈夫で長持ち⑤耐食性が高いといった特徴を持ち、フライパン素材としてはうってつけの素材であるといえる。

しかしながら唯一、熱伝導率が低いため温度が均一にならず、焦げ付き易いという問題点があった。他のチタン製フライパンメーカーでは底面にステンレスコーティングを施す、チタンとステンレスの

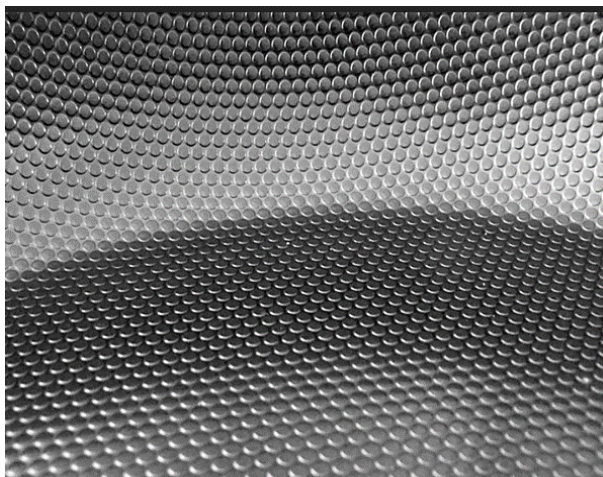
二層構造にすることでこの課題の解決を図ってきたが、こうした方法ではチタンのメリットである丈夫である、軽量であるといった長所を犠牲にせざるを得ない。

そこで当社では自社の保有する、チタンプレス技術を用いて同業他社がマネできない、チタンへのエンボス加工を施し、食材とフライパン表面の接地面を少なくすることで、焦げ付かないフライパンの完成を目指している。

なお、鉄やステンレスでエンボス加工を施したフライパンは存在するが、硬くプレス加工しにくいチタンでエンボス加工を施したフライパンは当社が調べた範囲内では存在しない。

### エンボス加工

表面の凹凸により、食材との接地面を減らす効果がある。



審査は、白黒コピーの申請書で行います。明暗を調整いただき、真っ黒や真っ白にならないよう注意してください。

#### ～ 記入のポイント ～

● 開発品の長所を類似品と比べるときは表で説明することをおすすめします。

純チタン製フライパンと既存製品の違い

	純チタン	ステンコーティングチタン	ステン、チタン二層式	鉄、ステン
重さ	◎	○	△	×
強度、耐久性	◎	△	○	×
焦げ付きにくさ	◎	○	○	×

### ②申請年度の事業実施計

#### ～ 記入のポイント ～

- 申請年度内に実施する具体的な内容、時期、期間等
- 展示会等に出展する場合はその名称、場所、期間等

- ・ 試作品の開発 (1～20点) (10月～3月)
- ・ S研究所へ焦げ付き、耐久試験の委託、試作品の再改良 (5月)
- ・ 商標登録手続き、(5月)
- ・ パンフレット・HPの作成 (6月)
- ・ キッチンウェア EXPO (7月1日～7月7日、東京ビックサイト) への出展
- ・ キッチンウェア EXPO でのアンケート結果や引き合い状況を受けて製品の改良を加える (9月)
- ・ ライフスタイル展 (9月3日～9月6日、幕張メッセ) への出展



(事業計画が複数年に亘る場合は、次年度以降の事業実施内容を記載する)

③次年度以降の事業実施計画

実施年度	事業費 (千円)	内 容

単年度事業の場合は記入不要であり、**斜線**を引いてください。  
(複数年度事業の場合は次年度以降の事業費、事業内容を記入してください。)

(6) **事業実施体制**

～ 記入のポイント ～

- 事業実施の具体的な方法。
- どのような体制 (担当部署、人員等) で実施するのか。
- 資金調達、技術面、経理面等の課題にどのように対応するのか。
- 共同実施者・協力者 (企業、大学等) がある場合は、その名称・役割。
- 事業の一部を外部へ委託する場合はその理由、委託先の名称、委託内容。
- 加工等を外注する場合はその理由、外注先の名称、外注内容。

<事業実施の具体的な方法>

- (ア) まずは製品の開発を行う必要がある。当社のプレス職人チーム及び既存事業で取引のある県内金型メーカーが連携し、最適形状の金型、プレス仕様を模索する。目標としてサイズ、エンボス模様の違う20パターン程度の試作品を開発する。
- (イ) その後、調理器具の試験実績の高いS研究所に焦げ付き、耐久試験を委託し、最も性能の高い試作品をベースに再改良を施す。
- (ウ) 試作品の開発後、商標登録、HP開設、展示会への出展等、販売促進活動を展開する。この中で、消費者、バイヤー等の意見を徴収し、製品化に向けブラッシュアップする。

<事業実施体制>

製品開発担当：プレス職人チーム3名が行う。(それぞれ10年以上、プレス加工業務に携わったベテラン職人である。) 金型については取引先である、小牧市D精器(株)と協同開発する。  
D精器(株)は精密金型製造40年の実績を誇る老舗企業であり、これまでも当社と良好な協力関係を築いてきた。

パンフレット、ホームページも県内企業に発注予定

販路開拓担当：大手調理器具メーカーで営業経験のあるコンサルタントB氏のアドバイスを得ながら、当社営業担当2名が行う。

経 理 担 当：経理担当者1名が行う。

<資金調達・技術面・経理面等の課題への対応>

資金調達：A銀行からの借入で対応する。

技 術 面：これまでも親会社の要請で、チタン部品の表面に精密なエンボス加工を施した実績があり、当社の技術力で十分対応可能である。

経 理 面：助成事業の申請は初の取り組みであるが、本事業に係る経理担当者を指名して対応する。

<共同実施者・協力者について>

金型については D 精器㈱と協同開発する。当社のプレス環境に合わせた最適形状の金型の作成が可能であり、地域資源である「愛知の金型」の活用につながる。

<事業の一部を委託する理由、委託先名称、委託内容>

フライパンの柄の組付けについては当社でできない作業であるため、近隣の授産施設である「○○の家」に委託する。

## (7) 地域資源活用の視点

### ～ 記入のポイント ～

- (4) の地域資源を選定した理由
- 事業計画の中で、その地域資源がどのような役割を果たすのか。
- 活用する地域資源が生産に係る技術の場合、具体的にどのような技術を有しており、それをどのように活用するのか。

<愛知の自動車部品、愛知の金型を選定した理由>

活用する地域資源は当社の「自動車部品製造に用いるプレス技術」及び D 精器㈱が保有する「愛知の金型」技術である。

愛知県では、自動車産業を中心に、中小企業が様々な生産技術を互いに切磋琢磨し高めあってきた。

しかしながら、前述のとおり、自動車産業を取り巻く環境は大きく変化し、中小企業の廃業により高度な技術、ノウハウが失われつつある。当社が保有するプレス技術（自動車部品製造技術）、D 精器㈱が保有する金型製造技術もそうした技術の一つである。自動車産業への依存から脱却し、自社ブランドの製品を開発することで技術の保持を図り、更なる成長を目指したいと考え選択した。

<技術の活用方法>

チタンは硬く、精密なエンボス加工を施せる業者は国内でも少数しかない。自動車産業で培った高度な技術を異分野に活用することで、既存業者がマネできない付加価値の高い製品を開発し、競争優位性を確保する。

## (8) 需要開拓の見通し

### ～ 記入のポイント ～

- 新製品（商品）のコスト、販売価格、類似商品に対する優位性。
- ターゲットとする市場は何か。なぜその市場をターゲットとするか。
- 当該市場の規模、動向、将来性はどうか。
- どのように販売していくか。
- 今後の営業方針、事業化に向けての方策。

<新製品のコスト、販売価格、類似商品に対する優位性>

チタン製フライパンは高級調理器具と認知されており、他社製品の価格はおよそ 1 万円前後である。当社の純チタンフライパンは既存のチタンフライパンとも一線を画すものであり、販売価格は 1 万 5 千円程度を見込んでいる。

- ・ 28cmサイズ

製造コスト：5,000円、販売価格（卸値）：10,000円、販売価格（市場価格）：15,000円

- ・ 24cmサイズ

製造コスト：4,000円、販売価格（卸値）：8,000円、販売価格（市場価格）：12,000円

<ターゲット市場の選定と選定理由>

ターゲットは料理好きの一般顧客およびプロの料理人である。

一般家庭においては節約志向、健康志向から内食の需要が伸びている。こうした中でどうせ作るなら美味しいものにこだわりたいと、食材や調理器具にこだわる層が一定程度おり、愛知ドビーの無水鍋をはじめとして、1個数万円の高級調理器具がヒットしている。当社の開発する純チタンフライパンもこうしたニーズに応えるものでありターゲット市場になりえると考える。

また、プロの料理人に対しては純チタンフライパンの軽量性、丈夫さが大きなアピールポイントとなる。純チタンフライパンの初期投資は高くつくが、軽量性による料理人の身体的負担の軽減、丈夫であることによるコストパフォーマンスの高さをアピールすることで、チェーン店を始め、大口の受注を獲得できると考える。

<市場の規模、動向、将来性、販売方法、今後の営業方針について>

平成〇〇年の家庭用調理器具の市場規模は〇〇〇〇億円とされ、ここ数年は安定的に推移している。上記の国内消費者層に加え、東京の合羽橋道具街を来訪する外国人客のようなインバウンド需要も増加傾向にあり、メイドインジャパンの調理器具の将来性は高い。

製品化後のプロモーションであるが、展示会、HPで商品力の高さをアピールするとともに、インフルエンサーである料理研究家、料理人に商品を使用してもらい、ブログやマスメディアでアピールしてもらう。

販売については中間マージンを省き、収益性を高める為、当面はネット通販を主体に検討する。

## (9) 地域における関係事業者の連携並びに地域産業への貢献及び波及効果の可能性等

### ～ 記入のポイント ～

- 地域における協力者、仕入先等ある場合はその名称や役割
- 地域産業、業界の現状
- 今回の事業が地域産業にどのように貢献し、どれ程の波及効果をもたらすか
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新事業展開の場合は、感染防止にどのように貢献し、どれ程の感染防止効果をもたらすか**

<仕入先について>

素材となるチタン合金板については、既存事業の材料仕入れ先であるE社より仕入れ予定。フライパン部品の柄等は県内のプラスチック加工業者C社に発注し、組付けは授産施設「〇〇の家」に依頼する。

<地域産業、業界の現状>

現時点では、好調な大手自動車メーカーのもと、安定的な受注がある。しかし、価格引き下げ要請は恒例化し、売上、収益は業界全体で右肩下がり傾向にある。事業基盤が比較的しっかりしているうちに新規事業の種まきが不可欠である。

<地域産業への貢献、波及効果>

製品化されれば当社の事業の新たな柱となり、売上、雇用の増加が期待できる。また量産化により、金型メーカーD精器株式会社及び〇〇の家の売上、雇用増加、社会福祉貢献につながる。

波及効果としては、フライパンという身近な商品に、これまで培った高度な生産技術を投入すること

で、県内自動車部品産業、金型産業のレベルの高さをPRすることができ、本業にもプラスの効果をもたらすことができる。

<新型コロナウイルス感染症の感染防止への貢献、効果>

医療関係者への感染防止及び身体的負担の軽減に貢献し、院内感染を防止することで医療崩壊を起こさない効果をもたらすことができる。

(10) 助成事業の達成目標

①達成目標

～ 記入のポイント ～

- 最近の業況。
- 下記の目標値を設定した根拠（販売額、成約件数等）。
- 今回の新製品、新サービスでどれくらいの売上を目指すのか。
- 販路開拓の場合は具体的にどのような売り先を開拓するのか。
- 販路開拓のスケジュール。

<最近の業況>

黒字を確保できたものの、利益率の悪化が最近の傾向としてあり、自動車産業依存だけでは先行きに不安がある。

<目標値設定の根拠>

1年後：試作開発期間中の為、当該製品による売上はない。

2年後：2.8cmサイズ@10,000円×3,000個=30,000,000円

2.4cmサイズ@8,000円×2,000個=19,200,000円

3年後：2.8cmサイズ@10,000円×5,000個=25,000,000円

2.4cmサイズ@8,000円×3,000個=24,000,000円

4年後・・・（実際には5年後・10年後の目標値を設定する）

売上高、経常利益は貴社全体の数値を記入して下さい。

R5年3月期を基準として  
1年後・2年後・3年後・・・  
の予想数値を記入下さい。

事業期間が重複する他の補助金申請（交付決定を含む）がある場合は「あり」とし補助金名及びその補助金の事業期間を記入してください。その場合は対象経費が重複していない旨の誓約書を提出いただきます。対象経費が重複する場合は申請できません。

② 達成目標の指標

	直近期末実績 (R5年3月)	1年後 (R6年3月)	2年後 (R7年3月)	3年後 (R8年3月)	4年後 (R9年3月)	5年後 (R10年3月)	10年後 (R15年3月)
売上高	800,000	800,000	846,000	874,000	902,000	930,000	1,000,000
経常利益 (計画)	70,000	70,000	79,200	84,800	90,400	96,000	120,000

(11) 他補助金の重複申請

- ・ あり (〇〇補助金、事業期間：R5年〇月〇日～R6年〇月〇日まで)
- ・ なし

(12) 他社の知的財産の活用について

- ・ あり ( 許諾済 ・ 許諾予定 )
- ・ なし

(13) 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表

- ・ あり
- ・ なし

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて確認できれば加 points します。



2 経費明細表

(1) 助成事業に要する経費

(単位：円)

	助成事業に要する経費	助成対象経費	助成金要望額
令和 年度	5,667,200	5,152,000	2,576,000
令和 年度	複数年度事業の場合は、次年度以降の経費、要望額を記入してください。		
令和 年度			
総 額	5,667,200	5,152,000	2,576,000

(2) 本年度の経費配分内訳

助成対象経費の区分  
毎に整理  
(事業費か  
試作・開発費)
助成対象経費  
の内容
消費税込の金額  
(※軽減税率適用の場  
合は、軽減税率での金  
額をご記入ください。)
消費税抜の金額
助成対象経費の具体的  
な内容、単価、数量等

(単位：円)

経費区分	内 容	助成事業に 要する経費	助成対象経費	経費内訳	助成金要望額
事業費	専門家謝金	660,000	600,000	コンサルタントB氏謝金 1年間契約 (月5万円)	<span style="border: 1px dashed red; padding: 5px;">経費区分 (事業費、試作・開発費) 毎の 助成対象経費合計額×助成率 (千円未満切捨て)</span>
	従事者旅費 (キッチンウェア EXPO (6/0~0東京ビックサイト) への出展、アテンド)	193,600	176,000	東京都内、3泊4日、4名 鉄道運賃@22,000×4名 宿泊料@8,800×3泊 ×4名	
	(ライフスタイル展(8/ 0~0幕張メッセ)への 出展、アテンド)	193,600	176,000	東京都内、3泊4日、4名 鉄道運賃@22,000×4名 宿泊料@8,800×3泊 ×4名	
	会場借料 (東京ビックサイト)	770,000	700,000	出展料 (2コマ)	
	(幕張メッセ)	550,000	500,000	出展料 (2コマ)	
	会場整備費 (東京ビックサイト)	330,000	300,000	什器・備品・造作代	
	(幕張メッセ)	220,000	200,000	什器・備品・造作代	
	通信運搬費	220,000	200,000	出展物の配送費@50,000×往 復×2展示会	
	パンフレット作成費	385,000	350,000	新商品 PR 用パンフレットの印刷代 @35	
	広告宣伝費	275,000	250,000	ホー	
特許権等産業財産権 取得費	330,000	300,000	新商 理士事務所への相談費用		
小計		4,127,200	3,752,000		<span style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <math>3,752,000</math> (助成対象経費) × 1/2 (助成率)  <math>= 1,876,000</math> (助成金要望額)                      助成率 2/3 で申請の場合は、2/3 で計算                      ※千円未満切捨                 </span>

試作・開発費	原材料費	550,000	500,000	チタン板材 @12,500×40枚	原材料を購入する場合は 試作・開発に必要な数量 に限定
		660,000	600,000	フライパン柄部品	
	外注加工費	220,000	200,000	柄の組付け	
	試験・分析費	110,000	100,000	S食品研究所への試験・分析	
	機械装置又は 工具器具 購入費	○○○○	○○○○	○○○装置	1,400,000(助成対象経費)×1/2(助成率) =700,000(助成金要望額) 助成率2/3で申請の場合は、2/3で計算  ※千円未満切捨
小計	1,540,000	1,400,000			700,000
合計	5,667,200	5,152,000			2,576,000

(注1)「経費区分」 経費区分(事業費、試作・開発費)の合計  
(注2)「助成事業に要する経費」 4,127,200(事業費)+1,540,000(試作開発費)=5,667,200(助成事業に要した経費)  
(注3)「助成対象経費」 1,876,000(事業費)+700,000(試作開発費)=2,576,000(助成金要望額)  
(注4)「経費内訳」  
(注5)「助成対象経費」及び「経費内訳」は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。  
取得財産等に相当する経費を計上する場合は、○で金額と経費内訳を囲み申告をしてください。(機械装置又は工具器具購入費以外で計上が発生する場合も同様に申告ください。)

(3) 本年度の資金調達内訳

(単位：円)

区 分	助成事業に要する経費	資金の調達先
自己資金	1,091,200	
借入金	2,000,000	○○信用金庫○○支店
助成金	2,576,000	(公財)あいち産業振興機構
その他		
合計	5,667,200	

(注) (2) 本年度の経費配分内訳の助成事業に要する経費の合計額が、(3) 本年度の資金調達内訳の合計額と一致すること。

助成金は原則として精算払いのため、  
交付されるまでの手当ての方法

(4) 本年度の助成金要望額の手当て方法(上記(3)の助成金要望額の手当て方法)

(単位：円)

区 分	助成金相当額	資金の調達先
自己資金	576,000	
借入金	2,000,000	○○信用金庫○○支店
その他		
合計	2,576,000	

(5) 助成事業の経理担当者の役職名・氏名

経理課 課長 愛知次郎